

## 行政不服審査法の全部改正に伴う例規整備について

行政不服審査法の全部改正に伴い、個人情報保護条例、情報公開条例等の例規を改正し、平成 28 年 4 月 1 日に施行しました。その例規整備の概要は、次のとおりです。

### 1 行政不服審査法とは

行政不服審査法は、行政の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服が場合に、簡易迅速かつ公正な手続のもとで広く行政庁に対して不服を申し立てる不服申立てについて定めた一般法で、不服申立ては、法律に特別の定めがある場合を除き、行政不服審査法に基づいて行われます。

### 2 行政不服審査法と情報公開条例・個人情報保護条例との関係

情報公開条例に基づく公開決定等(部分公開、非公開、存否応答拒否、不存在)や公開請求に係る不作為、個人情報保護条例に基づく開示決定等(部分開示、不開示、存否応答拒否、不存在)や開示請求等に係る不作為に不服がある場合は、行政不服審査法に基づいて定められた各条例の規定に基づき、不服申立てをすることになります。

なお、情報公開条例・個人情報保護条例の規定に基づく不服申立ての審理は、寒川町情報公開審査会・寒川町個人情報保護審査会が行います。

### 3 行政不服審査法の全部改正

行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号、以下「旧法」といいます。)は、制定されて以来、実質的な改正は行われてきませんでした。行政手続法の制定や行政事件訴訟法の改正など関係法制が整備され、国民の行政への公正性や透明性に関する意識が変化したことから、改正の機運が高まり、公正性・使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から抜本的な見直しが行われました。そして、平成 26 年 6 月 13 日に旧法を全部改正する行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号、以下「新法」といいます。)が公布され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

### 4 行政不服審査法の改正概要

(詳細については「資料番号 2 行政不服審査法の改正概要について」をご覧ください。)

#### (1) 審査請求への一元化

旧法では、不服申立てには、処分庁に上級行政庁がない場合に処分庁に再考を求める異議申立てと、処分庁に上級行政庁がある場合に直近の上級行政庁に審査してもらう審査請求の 2 つがありましたが、新法では、異議申立てが廃止され、審査請求に一元化されました。

## (2) 審査請求の改正

新法においては、審査請求に、審理員による審理手続と行政不服審査会による点検が導入されました。

### ア 審理員による審理手続

審査庁に所属し、処分に関与しない職員のうちから指名される審理員が審査庁からの一定の独立性をもって、中立的な立場で計画的に審理手続を主宰し、処分庁と審査請求人の両者の主張を公平に審理する制度

### イ 行政不服審査会

審理の客観性と公正性を確保するため、審理員が提出する審理員意見書を点検する第三者機関(行政不服審査会の事務については、神奈川県に事務委託)

## (3) 審査請求期間の延長

審査請求期間が、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であったのが、3 月以内に延長されました。

## 4 例規整備について

### (1) 情報公開・個人情報保護に関する例規で改正したもの

- ・寒川町情報公開条例、寒川町個人情報保護条例
- ・寒川町情報公開条例施行規則、寒川町情報公開審査会規則
- ・寒川町個人情報保護条例施行規則、寒川町個人情報保護審査会規則
- ・寒川町情報公開事務処理要綱、寒川町個人情報保護事務処理要綱
- ・寒川町情報公開審査会審査要領、寒川町個人情報保護審査会審査要領

### (2) 改正概要（詳細については「資料番号3 新旧対照表」をご覧ください。）

- ・不服申立て・異議申立てを審査請求に、不服申立人・異議申立人を審査請求人に、決定を裁決に改めるなど法改正に伴う用語の整理を行った
- ・各条例に審理員による審理手続を適用しない旨を定めた
- ・口頭意見陳述の方法を新法に定められた方法に改めた
- ・法改正に伴い様式の教示文を改めた

## 5 寒川町行政不服審査会委員に対する意見徴収

この例規整備については、寒川町個人情報保護審査会・寒川町情報公開審査会の委員の意見を聞いた上で行いました。